

発議第 1 号

西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、西予市議会会議規則（平成16年西予市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日提出

西予市議会議長 井 関 陽 一 殿

提出者 西予市議会運営委員会

委員長

二宮一朗

提案理由

西予市部設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管部等の名称を変更する必要が生じたことから、本条例の一部を改正するものである。

西予市議会委員会条例の一部を改正する条例

西予市議会委員会条例(平成16年西予市条例第283号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号イ中「医療介護部」を「福祉事務所」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。